

大阪府共募※事務局情報※No.175

(2016.09.05)

「平成28年8月20日からの大雨(台風9・10・11号等)災害義援金」

の募集について

1 趣 旨

平成28年8月20日から台風等による大雨は、道北、道東を中心に道内各地に大きな被害をもたらし、多くの町に災害救助法が適用されました。

北海道共同募金会は、これらの事態を憂慮し被災された方々の救援を目的に災害義援金の募集を実施致します。

2 義援金の名称

平成28年8月20日からの大雨(台風9・10・11号等)災害義援金

3 実施期間

平成28年9月2日(金)から平成28年9月30日(金)まで

4 義援金の振込窓口

金融機関	口座番号	名 義 等
ゆうちょ銀行	00180-9-361361	北海道共同募金会 大雨災害義援金
北洋銀行 道庁支店	(普)0370379	社会福祉法人北海道共同募金会
北海道銀行 道庁支店	(普)0404433	社会福祉法人北海道共同募金会

※ 北洋銀行、北海道銀行、ゆうちょ銀行の窓口からの振込手数料は無料です。

※ 北洋銀行、北海道銀行についてはATMからの同行間の振込手数料は無料です。

※ 他銀行からの振込やゆうちょ銀行ATM等についての手数料は有料となります。詳しくは、各金融機関窓口でご確認ください。

※ ゆうちょ銀行へお振込の際は、通信欄に必ず「大雨災害義援金」と記入してください。

5 現金書留による送金

【宛先】

〒060-0002

北海道札幌市中央区北2条西7丁目 社会福祉総合センター 4階
社会福祉法人北海道共同募金会

※宛名のところに「救助用郵便」と明記の上、送金ください。

※受付期間内は、郵便料金免除になります。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

①各金融機関等での振込金受領証または、②「北海道災害義援金募集委員会」発行の領収証をもって税制上の優遇措置対象となります。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、社会福祉法人北海道共同募金会発行の「平成28年8月20日からの大雨(台風9・10・11号等)災害義援金募集要綱」も、確定申告時にあわせて必要です。

7 義援金の配分

北海道共同募金会へお寄せいただいた義援金は、全額、北海道共同募金会においてとりまとめ、北海道、日本赤十字社北海道支部、北海道社会福祉協議会、労働団体、新聞社、NHK、各民放マスコミ各社等で組織される「北海道災害義援金募集委員会」に集約し、公正、適正に被災対象地域に配分いたします。